

白子町地域公共交通活性化協議会分科会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、白子町地域公共交通活性化協議会設置要綱（以下、「要綱」という。）第10条第1項の規定に基づき設置する白子町地域公共交通活性化協議会分科会（以下、「分科会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(分科会の役割)

第2条 分科会は、要綱第3条各号に掲げる事項について検討し、その結果を白子町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）に報告するものとする。

(組織)

第3条 分科会は、協議会委員のうち、別表に掲げる委員をもって組織する。ただし、協議会会長が認める場合、所属する組織・団体の協議会委員以外の者を分科会委員とすることを妨げない。

2 協議会会長が意見聴取などの必要性を認める場合は、分科会委員以外の者を出席させることができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、要綱第5条に掲げる任期と同様とする。

(委員長)

第5条 分科会に委員長1名を置く。

2 委員長は、分科会委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、分科会を代表し、会務を統括する。

(分科会の運営)

第6条 分科会は委員長が招集し、会議の議長となる。

(事務局)

第7条 分科会の事務局は、要綱第11条に規定する事務局とする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、分科会の運営に関して必要な事項は、委員長が分科会に諮って定める。

附 則

この要領は、令和5年7月1日から施行する。

別表

設置要綱（第3条の区分）	所属団体等
公共交通事業者等	(一社) 千葉県バス協会
	(一社) 千葉県タクシー協会外房支部
	小湊鐵道株式会社
	ふくしタクシー サリー
その他町長が必要と認める者	千葉県総合企画部交通計画課
	吉田 樹 准教授
	白子町役場健康福祉課
	白子町役場企画財政課